

重要事項説明書

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービス)

利用者に対する施設サービス提供開始にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業者

事業者の名称	医療法人社団 清和会
法人所在地	岡山県笠岡市横島1945
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 宮島 厚介
電話番号	0865-67-0290
FAX番号	0865-67-5280

2、利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 瀬戸いこい苑 通所リハビリテーション
施設の所在地	岡山県笠岡市横島1944-1
管理者	施設長
電話番号	0865-67-4774
FAX番号	0865-67-7172
介護保険指定番号	介護老人保健施設（岡山県3350580050号）

3、利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類		岡山県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	H12年2月12日	岡山県3350580050号	70名
居宅	短期入所療養介護	H12年2月12日		空床利用
	介護予防短期入所療養介護	H18年4月1日		
	通所リハビリテーション	H12年2月12日		40名 （予防を含む）
	介護予防通所リハビリテーション	H18年4月1日		

4、事業の目的と運営方針

事業の目的	この事業は、要介護利用者に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とします。
施設の方針	1、当施設にあつては、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、看護・医学的管理の下における介護その他必要な医療ならびに日常生活上のケアを行い、居宅における生活への復帰を目指します。 2、従業者は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努めます。 3、従業者は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5、通所リハビリ利用定員

利用定員40名（介護予防通所リハビリテーションを含む）

6、職員体制(主たる職員)

従業員の職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算後の人員	事業所の指定基準	業務内容
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者(施設長)	1		1			1人	1人	施設内管理 (病院、入所と兼務)
管理者補佐	1	1				1人	1人	施設内管理 (入所と兼務)
医師 (1名施設長と兼務)	3		3			1.7人	1人以上	利用者の医学管理 (病院、入所と兼務)
看護職員	1		1			1人	4人以上	利用者の看護
介護職員	3	3				3人		利用者の日常介護
理学療法士						0人	0.2人以上	利用者の機能訓練 (入所と兼務)
作業療法士	1	1				1人		
栄養士	1		1			1人	1人以上	利用者の栄養管理・指導 (入所と兼務)
調理員	3		3			1.5人	1.5人以上	利用者の食事調理 (入所と兼務)

※常勤兼務者は入所と通所リハを一体的に管理、診療、援助を行っています。

7、職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者(施設長) 管理補佐(副施設長)	通常勤務8時30分～17時30分	4週8休
医師	月～土曜日8時30分～17時30分(土曜日はAMのみ)	
看護職員	通常勤務8時30分～17時30分	
介護職員	通常勤務8時30分～17時30分	
理学療法士	通常勤務8時30分～17時30分	
作業療法士	通常勤務8時30分～17時30分	
栄養士	通常勤務8時30分～17時30分	
調理員	通常勤務8時30分～17時30分	

8、介護保険給付サービス

下記と合わせて別添1をご参照ください。

種類	内容
食事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただける様に配慮します。 (食事時間) 昼食 12時15分～13時00分
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・ケアプラン計画の希望に添って入浴を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
着替え・整容等	・入浴後は持参の新しい衣服に着替えを行います。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練	・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	・施設医師により、週1回の回診日を設けて健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関を受診する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 (当施設医師) 氏 名:宮島 裕子 診療科:小児科 氏 名:森元 裕貴 診療科:肝臓内科 氏 名:矢木 晋 診療科:呼吸器内科 診察日:月～土曜日8時30分～17時30分
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその扶養者からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 支援相談員
社会生活上の便宜	・当施設では、施設での生活を実りあるものにするため、適宜レクリエーション、行事を企画します。 (主な行事) いこい苑祭り、敬老会、お正月書初め、お花見すごろくなど ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びその扶養者の状況に応じて可能な限り代行します。

9、介護保険給付外のサービス

・別添1の(2)をご参照ください。

10、利用料のお支払いについて

(1) 利用料金のお支払い方法は、以下の方法から選択することができます。

- ・現金にて、笠岡第一病院受付窓口又は自動支払機への直接払い。
- ・郵便局口座振替(毎月25日・再振替翌月5日に引き落とし、土日祝日の場合は翌営業日)
- ・当施設が指定する金融機関への振込。

(金融機関) 中国銀行 笠岡支店
 (口座名義) 医療法人社団 清和会 瀬戸いこい苑
 (預金種別) 普通預金
 (口座番号) 1493360

11、協力医療機関・協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 清和会 笠岡第一病院
所在地	岡山県笠岡市横島1945
院長名	橋詰 博行
電話番号	0865-67-0211
FAX番号	0865-67-3131
診療科	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、神経内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、人工透析内科、ペインクリニック内科、皮膚科、小児科、外科、乳腺・内分泌外科、泌尿器科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科
入院設備	148床
救急指定の有無	有り
契約の概要	当施設と笠岡第一病院は、利用者に病状の急変があった場合、当施設主治医の指示、紹介により笠岡第一病院において必要とする検査・投薬・治療を行い、病状の安定に努めます。

12、事故発生時の対応

- ・事故対応マニュアルに沿って、迅速な事故処理を行います。
- ・利用者の扶養者に連絡します。又は事故内容により市、県等に報告します。
- ・損害賠償の責任を負う必要がある場合は、速やかに対応します。
- ・事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を残し、再発防止策を講じます。

13、非常災害時の対策

・消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (2) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (4) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練及び総合避難訓練……年2回以上
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

※防火設備：スプリンクラー、非常階段、自動火災報知機、誘導灯、防火扉、防火シャッター、消火器、消火栓、非常通報装置、非常用電源

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対応する体制をとっています。

14、個人情報の取り扱い

別添2をご参照ください。

15、苦情申し立て先

別添3をご参照ください。

16、身体拘束の廃止に向けた体制等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束等を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束等を行う場合がある。その場合、当施設の医師がその状態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

当施設は、身体拘束等の廃止を図るために、次に掲げる各号の措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の廃止のための対策に資する委員会を設置（ゼロ委員会）。
定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底する。
- (2) 当施設が整備した身体拘束等の廃止のための指針の策定、見直しを定期的に行う。
- (3) 身体拘束等の廃止に向け、職員に対する年2回以上の研修の実施。また、新規採用時にも開催する。

17、高齢者虐待防止に向けた体制など

当施設は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を予防するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策に資する委員会を設置（ゼロ委員会）。
定期的に開催し、その結果を職員に周知徹底する。
- (2) 当施設が整備した虐待防止のための指針の策定、見直しを定期的に行う。
- (3) 高齢者虐待防止に向け、職員に対する年2回以上の研修の実施。また、新規採用時にも開催する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに、市町村に通報する。
- (5) 通報を行う際の市町村担当課の連絡先を全職員が把握する。

通所リハビリテーション利用料金について

1・介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2・通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

介護保険負担割合証に基づき自己負担額 1割、2割、3割となります。

(1) 利用料金 (①+②)

①基本料金

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。)

要介護 1

(単位:円／日額)

区分	1 割	2 割	3 割
[1時間以上2時間未満]	369	738	1,107
[2時間以上3時間未満]	383	766	1,149
[3時間以上4時間未満]	486	972	1,458
[4時間以上5時間未満]	553	1,106	1,659
[5時間以上6時間未満]	622	1,244	1,866
[6時間以上7時間未満]	715	1,430	2,145
[7時間以上8時間未満]	762	1,524	2,286

要介護 2

(単位:円／日額)

区分	1 割	2 割	3 割
[1時間以上2時間未満]	398	796	1,194
[2時間以上3時間未満]	439	878	1,317
[3時間以上4時間未満]	565	1,130	1,695
[4時間以上5時間未満]	642	1,284	1,926
[5時間以上6時間未満]	738	1,476	2,214
[6時間以上7時間未満]	850	1,700	2,550
[7時間以上8時間未満]	903	1,806	2,709

要介護 3

(単位:円／日額)

区分	1 割	2 割	3 割
[1時間以上2時間未満]	429	858	1,287
[2時間以上3時間未満]	498	996	1,494
[3時間以上4時間未満]	643	1,286	1,929
[4時間以上5時間未満]	730	1,460	2,190
[5時間以上6時間未満]	852	1,704	2,556
[6時間以上7時間未満]	981	1,962	2,943
[7時間以上8時間未満]	1,046	2,092	3,138

要介護 4

(単位:円/日額)

区分	1 割	2 割	3 割
[1時間以上2時間未満]	458	916	1,374
[2時間以上3時間未満]	555	1,110	1,665
[3時間以上4時間未満]	743	1,486	2,229
[4時間以上5時間未満]	844	1,688	2,532
[5時間以上6時間未満]	987	1,974	2,961
[6時間以上7時間未満]	1,137	2,274	3,411
[7時間以上8時間未満]	1,215	2,430	3,645

要介護 5

(単位:円/日額)

区分	1 割	2 割	3 割
[1時間以上2時間未満]	491	982	1,473
[2時間以上3時間未満]	612	1,224	1,836
[3時間以上4時間未満]	842	1,684	2,526
[4時間以上5時間未満]	957	1,914	2,871
[5時間以上6時間未満]	1,120	2,240	3,360
[6時間以上7時間未満]	1,290	2,580	3,870
[7時間以上8時間未満]	1,379	2,758	4,137

② 個別加算項目

(単位:円/日額)

項目	説明	1 割	2 割	3 割
入浴介助加算	I ・入浴介助を実施。	40	80	120
	II ・医師等が居宅を訪問し、動作及び環境の評価を行う。 ・福祉用具の貸与、住宅改修等、環境整備に係る助言を行う。 ・作業療法士等が、医師との連携の下で身体状況や浴室環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。 ・入浴計画に基づき、居宅の状況に近い環境にて入浴介助を行う。	60	120	180
中重度者ケア体制加算	・過去3月の間、要介護3-5の要介護者を30%以上受け入れる体制を構築。	20	40	60
送迎減算(片道につき)	・利用者に対して送迎を行わない場合	-47	-94	-141
重度療養管理加算	・計画的な医学的管理の下実施(9項目) 「常時頻回の喀痰吸引」「ストーマ処置」「経鼻、胃瘻管理」「褥瘡治療」「気管切開」等が行われている。 ※要介護3.4.5対象	100	200	300
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	・介護職員総数のうち介護福祉士の割合が70%以上回っている場合	22	44	66
短期集中個別リハビリテーション実施加算	・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により集中的なリハビリテーションを実施。 ※1日につき40分のリハビリ。1週間に2回以上。※退院日、認定日より後3月以内	110	220	330
認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算Ⅰ	・認知症予防、認知機能改善のためのリハビリ ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により集中的なリハビリテーションを実施 ※1日につき20分のリハビリ。1週間に2回まで。※認定日より後3月以内	240	480	720

リハビリテーション 提供体制強化加算	・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を利用者25人に対して1名配置している場合。	[3時間以上4時間未満]	12	24	36
		[4時間以上5時間未満]	16	32	48
		[5時間以上6時間未満]	20	40	60
		[6時間以上7時間未満]	24	48	72
		[7時間以上8時間未満]	28	56	84

(単位:円／回・月額)

退院時共同指導加算	・退院するにあたり、リハビリ事業所の医師やリハビリスタッフが退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に初回の通所リハビリを行った場合に算定。	600	1200	1800
栄養改善加算	・栄養状態を把握した医師、管理栄養士、多職種が参加した栄養計画に基づき栄養管理を行っている場合。 ・栄養改善サービスの提供に当たって必要に応じて居宅を訪問。 ※原則3月以内、月2回を限度	200	400	600
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	・利用開始日及び利用中6月ごとに口腔、栄養状態の確認を行い介護支援専門員に提供する。	20	40	60
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	・栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔と栄養状態のいずれかの確認を行い介護支援専門員に提供する。 ※口腔・栄養スクリーニング加算加算(Ⅰ)が算定できない場合に限る。	5	10	15
口腔機能向上加算(Ⅰ)	・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士、言語聴覚士、看護師等が口腔ケア管理に係る計画を作成し実施。 ※1月に2回を限度	150	300	450
口腔機能向上加算(Ⅱ)	・口腔機能向上加算(Ⅰ)の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の適切かつ実施の為に必要な情報を活用。	160	320	480
認知症短期集中 個別リハビリテーション実施加算Ⅱ	・認知症予防、認知機能改善のためのリハビリ ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により集中的なリハビリテーションを実施 ※1ヶ月に4回以上実施すること。 ※認定日より後3月以内	1920	3840	5760

(単位:円／回・月額)

項目			説明	1 割	2 割	3 割
リハビリテーションマネジメント加算	イ	6ヶ月以内	・1月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士よりリハビリの進捗状況の説明を受けた場合。 ・状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直す。 ・居宅を訪問し、日常生活上の留意点に関する助言を行う。 ※利用開始月から6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合。	560	1,120	1,680
		6ヶ月超過	・3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、理学療法士、作業療法士よりリハビリの進捗状況の説明を受けた場合。 ・状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直す。 ・居宅を訪問し、日常生活上の留意点に関する助言を行う。 ※利用開始月から6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合。	240	480	720
	ロ	6ヶ月以内	・加算イの算定要件に適合。 ・リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた上で適切なリハビリテーションを実施していく。	593	1,186	1,779
		6ヶ月超過	・加算イの算定要件に適合。 ・リハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けた上で適切なリハビリテーションを実施していく。	273	546	819
	ハ	6ヶ月以内	・加算ロの算定要件に適合。 ・事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ・多職種と共同して栄養アセスメントおよび口腔アセスメントを行っていること。 ・言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員が共同して口腔の健康状態を評価し、口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。 ・通所リハビリテーション計画の内容の情報や、口腔の健康状態に関する情報や栄養状態に関する情報を共有すること ・共有した情報を踏まえ、計画の見直し、見直しの内容を関係職種に対して情報共有していること。	793	1,586	2,379
		6ヶ月超過	・加算ロの算定要件に適合。 ・3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していく。 ※利用開始月から6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合。	473	946	1,419
	・医師が利用者または、その家族に説明した場合 上記に加えて算定 ※リハビリ会議にて、リハビリ計画について医師が説明を行っていれば、毎月算定する事ができる			270	540	810

生活行為向上リハビリテーション実施加算	6ヶ月	- 生活行為に関するリハビリテーションを計画的に行い能力の向上を支援する。 - 医師の指示を受けた作業療法士等が居宅を訪問し、生活行為に関する評価を概ね1月に1回以上実施。 - リハビリテーション実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前1ヶ月以内にリハビリテーション会議を開催。 ※利用開始日の属する月より6月以内	1,250	2,500	3,750
科学的介護推進体制加算		ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。	40	80	120
栄養アセスメント加算		- 管理栄養士、看護職、介護職、生活相談員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に結果を説明し、必要に応じて対応する。 - 栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、適切な栄養管理かつ有効な実施のために必要な情報を活用。	50	100	150
介護職員処遇改善加算 I		介護職員の処遇改善に充て、必要な労働力の確保を行う。	全利用料金の8.6%		

(2) 実費

昼食(おやつ込み) 600円	短時間デイケア(おやつのみ) 80円
尿取りパッド(1枚) 15円	フラット(1枚) 45円
リハビリパンツ(1枚単位)	M 170円 L 190円 LL 200円

(金融機関) 中国銀行 笠岡支店
 (口座名義) 医療法人社団 清和会 瀬戸いこい苑
 (預金種別) 普通預金
 (口座番号) 1493360

2024年6月 改訂

介護予防通所リハビリテーション利用料金について

1・介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2・介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防支援サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

介護保険負担割合証に基づき自己負担額 1割、2割、3割となります。

(1) 利用料金 (①+②)

① 基本料金(以下は、1月当たりの料金です)

	1割	2割	3割
要支援 1	2,268	4,536	6,804
要支援 2	4,228	8,456	12,684

※利用開始月から12ヶ月を超えて利用した場合 要件をみたした場合減算なし
要件をみたさない場合、要支援1→120単位減算・要支援2→240単位減算

②個別加算項目

項目		説明	1割	2割	3割
生活行為向上リハビリテーション 実施加算	6ヶ月	・生活行為に関するリハビリテーションを計画的に行い能力の向上を支援する。 ・医師の指示を受けた作業療法士等が居宅を訪問し、生活行為に関する評価を概ね1月に1回以上実施。 ・リハビリテーション実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前1ヶ月以内にリハビリテーション会議を開催。 ※通所利用開始日の属する月より6月以内	562	1,124	1,686
一体的サービス提供加算		・栄養改善サービス、口腔機能向上サービスを実施していること ・上記のいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること ・栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと	480	960	1440
栄養アセスメント加算		・管理栄養士、看護職、介護職、生活相談員その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に結果を説明し、必要に応じて対応する。 ・栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、適切な栄養管理かつ有効な実施のために必要な情報を活用。	50	100	150
栄養改善加算		・栄養状態を把握した医師、管理栄養士、多職種が参加した栄養計画に基づき栄養管理を行っている場合。 ・栄養改善サービスの提供に当たって必要に応じて居宅を訪問。	200	400	600
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		・利用開始日及び利用中6月ごとに口腔、栄養状態の確認を行い介護支援専門員に提供する。	20	40	60

口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		・栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔と栄養状態のいずれかの確認を行い介護支援専門員に提供する。 ※口腔・栄養スクリーニング加算加算(Ⅰ)が算定できない場合に限る。	5	10	15
口腔機能向上加算(Ⅰ)		歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士、言語聴覚士、看護師等が口腔ケア管理に係る計画を作成し実施。	150	300	450
口腔機能向上加算(Ⅱ)		口腔機能向上加算(Ⅰ)の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の適切かつ実施の為に必要な情報を活用。	160	320	480
科学的介護推進体制加算		ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出。	40	80	120
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が70%を上回っている場合。	要支援 1	88	176	264
		要支援 2	176	352	528
介護職員処遇改善加算Ⅰ		介護職員の処遇改善に充て、必要な労働力の確保を行う。	全利用料金の 8.6%		

(2) 実費

昼食(おやつ込み) 600円		短時間デイケア(おやつのみ) 80円	
尿とりパッド(1枚) 15円		フラット(1枚) 45円	
リハビリパンツ(1枚単位)	M 170円	L 190円	LL 200円

(3) その他

【ご請求方法】 月末締め ・ 翌月10日頃に請求書をお渡しします。

【お支払い方法】 ①窓口直接払い(笠岡第一病院受付) ②郵便局自動引き落とし
③銀行振込み(中国銀行)

(金融機関) 中国銀行 笠岡支店
(口座名義) 医療法人社団 清和会 瀬戸いこい苑
(預金種別) 普通預金
(口座番号) 1493360

2024年6月 改定

<別添2>

個人情報の利用目的 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

介護老人保健施設瀬戸いこい苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、
お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上
 - －利用者の安全確保の為モビネス(モバイルビューネットワーク)の利用

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

苦情解決の概略図

当施設では、皆様からお寄せいただいた苦情・貴重なご意見・ご要望などは以下のように対応・処理させていただきます。

